

1954年教育職員免許法改正前後における中等教員養成の展開

竺沙 知章*・大谷 奨**

(平成10年9月21日受理)

1. はじめに

本稿は、1954年の教育職員免許法（以下、免許法）改正前後における中等学校教員養成の実態を、主に無試験検定制度との連続・非連続の観点から検討することにより、課程認定制度導入の意味を新制大学「教育学部」¹⁾のあり方との関係で解明し、戦後教員養成の2大原則の1つである「開放制」原則の内実を検証しようとするものである。

TEES研究会の研究によれば、戦後の小学校教員養成の展開は、「小学校教諭一級」の免許状取得可能な「教育学部」は、旧師範学校を母体とした新制大学「教育学部」に限られ、私立大学では数大学の、きわめて小規模なものにとどまり、「開放制」が実質的に機能しているとは言い難い実態であった²⁾。

その一方戦前の中等学校教員養成においては、高等師範学校の卒業者に加えて、無試験検定制度によって教員養成機関以外の学校、大学からの教員就職者がかんりの割合を占めていた。したがって中等学校教員養成における「開放制」原則の内実を検証するためには、戦前に無試験検定の指定学校・許可学校であった新制大学「教育学部」が、戦後いかなる中等教員養成を展開することになったのかがきわめて重要な意味を持つであろう。それは国立大学にとどまらず、私立大学をも対象として分析することを必要とするものである。そしてその際、戦前において間接的に教員養成機能を果たしていた無試験検定制度が、戦後いかに存続し、廃止されていったのか。そして戦後の免許法によってそれがいかに継承され、さらに1953年の課程認定制度の導入、1954年の免許法改正によって、いかなる展開を見せたのかが、「開放制」原則との関係において注目されるのである。それは、無試験検定制度と課程認定制度との関係、課程認定制度導入の意味を考察することにつながるであろう。しかしこれまでの研究では、無試験検定制度が養成制度と切り離して捉えられていたり³⁾、また無試験検定制度と課程認定制度との関係の分析が欠落しているなど⁴⁾、両者の関係について十分な分析がなされてはいない。

以上のような問題関心から、本稿は、1954年免許法改正前後の施策動向を分析し、次いで各大学の動向を、戦前からの大学と戦後発足した大学とを、教員養成を目的

的に行っているか、副次的に行っているかによって分類し、4つの類型に分けて分析する。すなわち戦前からの目的養成機関、戦前からの副次的養成機関、戦後発足した目的養成機関、戦後発足した副次的養成機関、の4類型ごとに分析を進めていく。

2. 免許法改正前後の施策動向

(1) 施行法の「緩和」免許法との「均衡」

まず、免許法改正前後の政策動向について検討してみよう。

表1は免許法制定から課程認定が省令レベルでも整備された1954年までの法的改正についての概要を示したものである。免許法自体は課程認定の導入まで比較的大きな修正はなかったが、教職員免許法施行法（以下、施行法）が制定直後から様々な改正を受けていることが理解できる。免許法がその対象を新たに養成される教員の資質に置いていたのに対し、施行法は戦前の教員免許を現行の免許法のそれに切り替えることを目的として制定された。施行法が頻繁に改正されたのは、その切り替えの方針が適宜調整し直されたためと考えることができる。ではその切替はどのように行われおり、またその再調整にはどのような傾向が確認されるであろうか。

表2は旧免許状がどのように読み替えられていたのかを一覧化したものである。施行法制定以前には、学校教育法施行規則により暫定的な仮免許状が与えられていたため、それを左側に示した。この暫定措置ではおおむね、従前高等小学校以上の教育機関で教員となることができたものに対しては中学校の仮免許状が、中等学校以上の教育機関で教員となることができたものに対してはそれに加え、高等学校仮免許状が与えられていたといえる。これが施行法では表左欄にあるように対応・再整理されることになった。

施行法制定にあたってのこの読み替えの基準について、玖村は以下のように述べている⁵⁾。

本法は次のような基本原則の上に制定せられている。

一 免許法の規定との均衡を計ること。

そのため、新免許状への切替に当たって次のことを考慮している。

* 兵庫教育大学第1部（教育経営講座）
** 摂南大学

表1 教育職員免許法、教育職員免許法施行法関係法規の変遷

	教育職員免許法	教育職員免許法施行法	教育職員免許法施行規則	教育職員免許法施行法施行規則
1949年5月	制定(法律第147号)	制定(法律第148号)		
1949年11月	改正		制定(文部省令第38号)	制定(文部省令第39号)
1950年5月	改正	施行法1条2条による免許取得者の上級免許取得の特例規定の期限の設定(1953年3月31日まで) 盲教・実補教卒業者への中学校2級普通免許状・小学校、高等学校の仮免許状の授与 高等学校教員無試験検定指定者に対する小学校仮免許状・中学校高等学校1級普通免許状の授与		
1950年8月		施行法1条2条による免許取得者の上級免許取得の特例規定の期限の延長(1956年3月31日まで)		
1951年3月	「商船」「宗教」の追加 中学校1級普通免許状高等学校2級普通免許状取得の際の教職に関する専門科目20単位中5単位を教科に関する専門科目として修得可能	旧免許から新免許への切り替えの促進 施行法1条2条による免許取得者の上級免許取得の特例規定の期限の再延長(1961年3月31日まで) 国民学校専科教員免許取得者に5年の実務経験をもって中学校2級普通免許状を授与		
1951年7月			「商船」「宗教」の追加に伴う改正 高等学校1級普通免許状上進の際の必要単	中等教員に対する担当教科以外の下級免許の交付規定
1952年11月				教育長講習の暫定的軽減
1953年6月			改正	
1953年7月	中学校教員免許状取得者による小学校専科教員の導入 過程認定制度の発足	改正		
1953年8月			単位修得試験に関する規定	
1953年10月			施行法によって取得した高等学校2級普通免許状をはじめ上進する際の必要単位数の特例の削除	単位修得試験導入による法的整備
1954年5月			単位修得試験受験料の設定	
1954年6月	仮免許状、校長・教育長・指導主事免許状の廃止 教科に関する専門科目の強化と教職に関する専門科目の軽減	免許種別の改廃に伴う整備 第2状第2項第15号の卒業年度の期限の設定(1957年3月31日) 施行法1条2条による免許取得者の上級免許取得の特例から小学校中学校教諭に関する者を削除		
1954年10月			専門科目の細目の変更 課程認定に関する規定	免許制度の改廃に伴う整備

表2 旧教員免許状、免許法制定前の暫定措置および施行法による新免許状との関連

学校教育法施行規則による対応		必要とされる旧免許・学歴等	教育職員免許法施行法による対応					
中学校教諭 仮免許状	高等学校教諭 仮免許状		高等学校教諭免許状			中学校教諭免許状		
			1級	2級	仮	1級	2級	仮
○		国民学校本科教員免許状を有する者					○	
○		国民学校専科教員免許状を有する者					⑤	○
○		青年師範学校を卒業した者			○		○	
○		青年学校教員養成所を卒業した者					③	○
		↓ 青年学校教員養成所、実業補習学校教員養成所を卒業した者			○		○	
○		文部教官または地方教官たる青年学校教員						○
○	○	中等教員免許状を有する者		○			○	
○	○	実業学校教員免許状を有する者		○			○	
○	○	高等学校高等科教員免許状を有する者	○			○		
△	○	実業学校の教員となることができる者		○			○	
○	○	大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校、教員養成所学校の教員の経歴を有する者			○			○
○	○	学士の称号を有する者	③	○		③	○	
○		高等学校高等科、専門学校卒業生、大学予科修了者			○		③	○
○		資格を有しないで中学校教員の職にある者						○
○								
○		昭和22年度以降の師範学校卒業生(その他文部大臣が指定した者)					○	
--	--	博士の学位を持つ者		○			○	
--	--	指定許可学校の卒業生		○			○	
--	--	高等学校教員無試験検定を受けることができる者*	○			○		

○内の数字は当該学校で勤務した年数を示す。

△は現に職にある者。

↓および*は1950年5月改正による。

下線は1951年3月の改正による。

- 1 出願者の学校教育修業年数（小学校一年から最終学校までの年数）
 - 2 出願者の卒業（修了）した学校における教職課程の有無並びにその程度と新免許法によつて、その職につくことを免許する学校の程度。
 - 3 出願者が、旧法令の規定によつて、その職につくことを免許された学校の程度。
 - 4 教職経験の価値を認めること。
- 二 新免許状への切替えを円滑容易ならしめること。
- 三 教員組織及び教員需要の現況にかんがみ免許状の授与条件について多少緩和したこと。

ここからは、一定年数の学校教育を経たこと、そこで教職課程の有無、さらに教職経験を加味して新免許への切替を行おうとしていたことが伺える。たとえば、玖村がいう教職課程を持つ教育機関の修了に対しての場合、その修業年限が14年の場合には旧制学校に対応する新制学校の2級免許状が与えられ、主に師範学校卒業者がこれに該当する。また取得まで16年間の学校教育を要する高等学校高等科教員資格を持つ場合、1級免許状が与えられている。

一方、教職課程を経ていない場合、旧制専門学校卒業については、修業年数が14年となり、これには仮免許状が、また学士をもつもの、すなわち旧制大学卒業（16年間の学校教育を経たことになる）者には2級免許状が認められ、それぞれ3年の教職経験で一つ上位の免許状が与えられており、ここから、3年の教職経験が、教職課程を経ていることと同様と見なされ措置されていることが理解される。

以上の点からみて施行法は制定当初、短期大学（14年間の学校教育）や大学（16年間の学校教育）を経て、またそこで教職課程を履修することを免許の条件としていた免許法の原則を一定程度反映していたといえる。一方、玖村は免許法との「均衡を計る」と述べつつも、現状からして「授与条件について多少緩和した」とも述べている。教職経験年数による上位免許の取得はこの一例であろう。

しかし、その条件は施行法制定以降、いっそう緩和されていったといえる。表2には、青年学校教員養成所卒業者には当初、中学校仮免許状、3年の教職経験をもって中学校2級免許状に対応させていたものの、1950年に対象として1年課程の実業補習学校教員養成所卒業者まで拡大し、教職経験なしで中学校2級、高等学校仮免

許状へ切り替えることが可能となった改正の過程を示しておいた。同様に、1951年には国民学校専科教員免許を有するものに、5年の教職経験をもって中学校2級免許状を与えるようになる。なお、1950年には表最下欄にあるように、高等学校高等科無試験検定の指定を受けていたものに対して、高等学校、中学校1級を与えるように措置しているが、従前、その上欄にあるように無試験検定の指定許可学校卒業者は一括して2級に対応させていたことからすれば、これも緩和の一つとして捉えることができる。

条件の緩和は、このような最初に取得できる新免許の対応だけではなく、施行法によって切り替えられた免許状を上進する際にも現れている。表3①は免許法による、また②は施行法による上進に関する規定をそれぞれまとめたものである。施行法によって免許を得たものは、上下いずれか自分にとって有利な方で上進をすることが可能であった。免許法による上進が必要単位数を重視しているのに対し、施行法による上進は在職年数を重視している。しかも免許法では上進を受ける免許状と同種の学校での勤務年数しか認めていないのに対し、施行法では在職に関しては当該学校以外での教育事務の従事年数を含めることができ、たとえば高等学校免許状の上進に、国民学校での勤務年数を含めることが可能であった。玖村はこれに関して、「免許法の施行に伴って教育界に不

表3 教育職員免許状の上進に関する規定（1954年改正以前）

① 免許法による規定（免許法第6条別表第4および免許法施行規則第14条による）

取得する免許状	所有する免許状	当該学校での勤務年数	必要単位数		
			一般教育科目	教科に関する専門科目	教科に関する専門科目
中学校2級普通免許状	中学校仮免許状	3年	5	10 (5)	(10)
中学校1級普通免許状	中学校2級普通免許状	5年	15 (10)	25 (20)	5 (15)
高等学校2級普通免許状	高等学校仮免許状	5年	15 (10)	25 (20)	5 (15)
高等学校1級普通免許状	高等学校2級普通免許状	3年		10 → 15 (4 → 9)	(6)

()内は施行法により免許状を取得したものはじめて上進する場合の単位数の内訳
→は1951年7月の免許法施行規則改正による変更
下線部は、1953年10月の免許法施行規則改正により削除

② 施行法による規定（施行法第7条および施行法施行規則第17条による）

取得する免許状	所有する免許状	教員職員としての在職年数	必要単位数		
			一般教育科目	教科に関する専門科目	教科に関する専門科目
中学校2級普通免許状	中学校仮免許状	5年	5		10
中学校1級普通免許状	中学校2級普通免許状	10年	13		10
高等学校2級普通免許状	高等学校仮免許状	10年	13		10
高等学校1級普通免許状	高等学校2級普通免許状	5年	13		10

安動揺をなからしめるため考究」されたものであって「教職年数によつて上級の免許を授与する方法は可及的速かに」「本則（＝免許法・筆者註）に移行すべきものであり」あくまでも「経過措置である」としている⁶⁾。

事実この措置は1950年5月の改正によって、1953年3月31日までと期限が設けられる。しかし同年8月には1956年度末、1951年3月には1961年度末に期限が延長・再延長されている。結局1954年施行法改正により、この特例は小学校中学校に関しては最終的な期限を待たずに廃止されたが、高等学校2級から1級への施行法を用いた上進は1961年まで存続しており、これもやはり条件の緩和と捉えることができる。教員不足の深刻さを想像させるものの、一連の改正は、玖村のいう免許法との「均衡」が、条件の緩和によって1954年までに徐々に崩れていった過程と見なしうるのである。

（2）課程認定の性格とその機能

次に、本稿のもう一つの関心である無試験検定と課程認定との連続とも捉えうる側面に着目する。学校教育法及びその施行規則の制定により、教員免許令と関係法規は廃止されたが、表4の左に掲げたように、戦後も許可学校の承認は降りている。表中、戦前に承認された無試験検定学科目に教科名がある学校は、追加となるが、それがないものはその学校自体が戦後になって初めて許可を受けた学校や教科である。

また表右側にはその後身校の課程認定の状況を示しておいたが、これを通覧する前に、課程認定制度の導入に至るまでを概観してみよう。1949年に免許法による教員養成が開始され、その適用を受けた新制大学の最初の卒業者は1953年3月に輩出されるのであるが、しかしそれ以前に課程認定導入に向けての動きがすでにみられる。近畿教育長協会は1952年に、教職課程の「単位履修の実態については、文部省の厳重な監督を必要とする。或いは教員免許状を与え得る大学を文部大臣が特に審査し指定許可の取扱いを受けた大学に限定することも考えられる」と課程認定に通じる意見を文部省に示している⁷⁾。また翌年1月の教育職員養成審議会は課程認定導入に向けて明確な答申を行い⁸⁾、これに基づく免許法の改正案が3月に国会に提出されている⁹⁾。結果としてこれは審議未了のまま廃案となったが、これら一連の動きが、新制大学卒業者が出る以前にみられるということは、その批判のポイントが、新しい教員養成制度を経たものの力量ではなく、大学における教員養成の内実が貧弱であることに向けられてたことを推測させる。

では実際にその批判を基底として導入された課程認定により、戦後に無試験検定を許可されていた学校ではどのように認定を受けていたであろうか。表4の右側には後身と目される学校の、1954年4月から課程認定の適用

を受けた教科を載せておいた。これで見ると、戦前と戦後の許可された無試験検定時の教科目とはほぼ一致していることが理解できるであろう。従来、課程認定が大学における教師教育の強化をねらい、国家的規制として機能した、とされる通説にも関わらず、このように無試験検定の許可学校が一定の連続性を示している以上、課程認定が従前からの教員養成機関を擁護する役割を果たしていたという側面には注目してよいであろう。

また表5は、無試験検定を受ける際の申請項目と、課程の認定を受ける際のそれを対照させてみたものである。ここには申請の様式について極めて高い類似性を見出すことができるのである。表中、無試験検定申請の際、示さなければならなかった学校の経済的な維持に関わる項目が課程認定にはないが、これはすでに大学設置認可、もしくは学校法人設立の際に審査されて必要なかったであろう。なお表の中心には、免許法制定当時からあった、教員養成機関の認可を受ける際の申請様式、下に参照として、1950年の文部省の文書にあった教職課程をおく場合に示さねばならなかった申請様式を示しておいた。これらもよく類似しており、無試験検定から課程認定に至る仲立としての役割を果たしていたのではないかと思われ、課程認定の導入は戦前の制度である無試験検定の唐突な復活であるといった単純な認識は難しくなるであろう。

このように、法令レベルでは「開放制」を謳う免許法がある一方で、施行法が教員不足を補うように特例的な緩和をすすめ、逆に「開放制」下での教員養成を規制する方向で導入された課程認定は、制度上無試験検定と強い連続性をもつ反面、無試験検定時の指定許可学校をむしろ擁護するように機能していたことが指摘できる。

ではこのような施策動向の中で、課程認定をはさんでの各大学の動向について次にみてゆこう。

3. 各大学の動向

（1）戦前からの目的的養成機関－広島大学－

広島大学教育学部の教職関係学科課程をみると、特徴として選択必修科目の豊富さを指摘することができる。表6の1950年度のものと同表7の1955年度のものを比較すると、基本的には変化はみられない。

（2）戦前からの副次的養成機関

①東京大学

東京大学では、1903年に中等学校教員無試験検定の指定学校となった後、1919年に教育学の4講座が増設された。その理由書に「教職員志望者に教育に関する修養を与えるの目的を以て」と記されていることから明らかなように、副次的ではあるが、教員養成を意図して教育学講座が増設されていたことが注目される。

表4 戦後の無試験検定許可学校とその後身校による課程認定の状況

旧制学校名	学科名等	無試験検定 学科目	戦前承認され た無試験検定 学科目	新制学校名	年月日	中学校教諭	高等学校教諭
安城女子専門学校	保健科	家政科保健	家政科家政	安城学園女子短期 大学	1955年2月8日	保健, 家庭	保健, 家庭
岡山清心女子専門 学校	本科家政科保健科	家政科保健		ノートルダム清心 女子大学	1954年12月7日	国語, 理科, 家庭, 英語	国語, 理科, 家庭, 英語
	本科家政科保健科 本科家政科被服科	家政科家政 家政科被服					
関西学院専門学校	高等商業部	外国語科の内英語 実業科の内商業		関西学院短期大学	1954年12月7日	英語	英語
				関西学院大学	1955年2月8日	国語, 社会, 英語	国語, 社会, 商業, 英語
宮城学院女子専門 学校	国語科	国民科国語	外国語科の内英語	宮城学院女子大学	1954年12月7日	音楽, 英語	音楽, 英語
京都女子厚生専門 学校	本科	家政科保健, 家政 科育児		京都家政学園短期 大学			
京都府立女子専門 学校	理学科	理科科物象	国民科国語, 家政 科家政, 家政科保 健, 家政科被服	西京大学	1954年12月7日	国語, 社会, 理科, 保健, 家庭, 職業, 英語	国語, 社会, 理科, 保健, 家庭, 農業, 英語
京浜女子家政理學 専門学校	保健科	家政科保健		京浜女子短期大学	1954年12月7日	保健, 家庭	保健, 家庭
	保健科	家政科家政					
共立女子専門学校	保健科	家政科家政, 家政 科保健	家政科被服	共立女子大学	1954年12月7日	家庭	家庭
	育児科	家政科育児					
	育児科	家政科家政					
金城女子専門学校	被服科	家政科被服	国民科国語, 家政 科家政, 家政科保 健, 家政科育児, 外国語科の内英語	金城学院大学	1954年12月7日	国語, 英語	国語, 英語
				金城学院大学短期 大学部	1954年12月7日	国語, 家庭, 英語	国語, 家庭, 英語
恵泉女学園専門学 校	農芸科	実業科の内農業		恵泉女学園短期大 学			
研数専門学校	物理化学科	理科科物象		光華女子短期大学	1954年12月7日	国語, 保健, 家庭, 英語	国語, 保健, 家庭, 英語
	生物科	理科科生物					
	保健科	家政科保健					
	保健科	家政科家政					
実践女子専門学校	本科歴史科	国民科歴史科	家政科家政, 家政 科保健, 家政科育 児, 家政科被服, 国民科国語	実践女子学園短期 大学	1954年12月7日	国語, 保健, 家庭, 英語	国語, 保健, 家庭, 英語
				実践女子大学	1954年12月7日	国語, 保健, 家庭, 英語	国語, 保健, 家庭, 英語
早稲田大学	高等師範部体育科 (三年制)	体練科体操	国民科国語, 外国 語科の内英語	早稲田大学	1954年12月7日	国語, 社会, 数学, 理科, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語	国語, 社会, 数学, 理科, 工業, 商業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語
	高等師範部体育科 (四年制)	体練科体操					
相愛女子専門学校	保健科	家政科保健		相愛女子短期大学	1954年12月7日	国語, 音楽, 保健, 家庭	国語, 音楽, 保健, 家庭
	被服科	家政科被服					
	国語科	国民科国語					
大妻女子専門学校	経済科	実業科の内商業	家政科家政, 家政 科保健, 家政科育 児, 家政科被服	大妻女子大学	1954年12月7日	保健, 家庭	保健, 家庭
				大妻女子大学短期 大学部	1954年12月7日	保健, 家庭	保健, 家庭
大阪府女子専門学 校	本科経済科	実業科の内商業	国民科国語, 家政 科家政, 家政科保 健, 理科科物象	大阪女子大学	1954年12月7日	国語, 社会, 数学, 理科, 保健体育, 保健, 家庭, 英語	国語, 社会, 数学, 理科, 保健体育, 保健, 家庭, 英語
大和女子農芸専門 学校		実業科の内商業		大和農芸家政短期 学校	1954年12月7日	家庭, 職業	家庭, 農業
津田塾専門学校	数学科(三年制)	理科科数学	外国語科の内英語	津田塾大学	1954年12月7日	数学, 英語	数学, 英語
	数学科(四年制)	理科科数学					
都立女子専門学校	第一部数学科	理科科数学	家政科家政, 家政 科保健	東京都立大学	1954年12月7日	国語, 社会, 数学, 理科, 職業, 英語, ドイツ語, フランス語	国語, 社会, 数学, 理科 工業, 英語, ドイツ語, フランス語
	第一部物理化学科	理科科物象					
	保健科	家政科家政, 家政 科保健					
東京女子経済専門 学校	本科保健科	家政科保健		東京文化短期大学	1954年12月7日	保健, 家庭	保健, 家庭
	本科育児科	家政科育児					
東京女子厚生専門 学校	本科厚生科	家政科保健, 家政 科育児		東京女子医科大学 看護短期大学			
東京女子大学	本科経済科	実業科の内商業	外国語科の内英語, 国民科国語, 理科 科数学	東京女子大学	1954年12月7日	国語, 社会, 英語, 宗教	国語, 社会, 英語, 宗教
	本科歴史科	国民科歴史		東京女子大学短期 大学部	1954年12月7日	国語, 数学, 保健体育, 英語	国語, 数学, 保健体育, 英語
日本女子大学校	家政学部第一類	家政科家政	国民科国語, 外国 語科の内英語	日本女子大学	1995年2月8日	国語, 社会, 数学, 理科, 図画工作, 保健, 家庭, 職業指導, 英語	国語, 社会, 数学, 理科, 図画工作, 保健, 家庭, 職業指導, 英語
	家政科管理科	家政科家政					
	家政科家政理科 (物理化学専攻)	家政科家政					
	家政科家政理科 (生物農芸専攻)	家政科家政					
文化歴史科	国民科歴史						
福岡県女子専門学 校	数学科	理科科数学	国民科国語, 家政 科家政, 家政科保 健	福岡女子大学	1954年12月7日	国語, 理科, 保健, 家庭, 英語	国語, 理科, 保健, 家庭, 英語
明治学院専門学校	華文化	外国語科の内支那 語	実業科の内商業 外国語科の内英語	明治学院大学	1954年12月7日	社会, 職業, 英語, 宗教	社会, 商業, 英語, 宗教
					1955年2月8日	中国語	中国語
立正大学	宗教国文科	国民科国語	国民科地理, 国民 科歴史	立正大学	1954年12月7日	国語, 社会, 職業, 英語, 宗教	国語, 社会, 書道, 商業, 英語, 宗教
				立正大学短期大 学部	1954年12月7日	社会, 職業, 宗教	社会, 商業, 宗教

課程の認定は、1956年4月より適用された者に限った。

表5 許可学校許可申請と教員養成機関指定申請及び課程認定の申請の様式の対照

中学校高等女学校教員無試験検定許可規定(1927年文部省令1号)	教育職員免許法施行規則(1949年文部省令28号)	教育職員免許法施行規則(1954年文部省令26号)
第1条 中学校高等女学校無試験検定規程第7条第2項ニ依ル許可ヲ受ケトスルキハ公立学校ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ	第23条 第21条の教員養成機関の指定を受けようとする場合には、その設置者は、左の事項を記載した申請書を、指導と承認を受けようとする大学を経由して、文部大臣に提出しなければならない。	第21条 前条第1項の規程により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、左の事項を記載した申請書を文部大臣に提出しなければならない。
名称	設置者の氏名または名称及び住所	大学の名称
学則	名称	学則
無試験検定ノ取扱ヲ受ケトスル学科及教員免許状ノ愛クヘキ見込ノ学科目	学則	大学の学部名称
生徒定員及現在生徒数(学科別、学年別及学級別)	生徒定員	認定を受けようとする課程において修得させる専門科目に係る免許状の種類
学校長及当該学科担任教員ノ履歴書、担任学科目、担任時数及専任兼任ノ區別ヲ記シタル調査書	教員養成機関の長の氏名及び履歴・教員の氏名、履歴、担任科目及び専任兼任の別	学生定員
教科書及参考書ノ目録 教授用器具、機械及標本ノ目録	事務主任者の氏名及び履歴	教員の氏名、職名、担任科目及び専任兼任の別
校地、校舎、及寄宿舎ノ図面	校舎、実習施設等に関する事項	施設、設備、教育実習施設等に関する事項
位置	位置	
当該学科の卒業生数(年度別)及卒業後ノ情况	維持経営の方法・収支予算の計画	
経費及維持ノ方法	設置年月日	
学校財産ノ総額	その他設置者において必要と認める事項	専門科目の教育課程 その他大学において必要と認める事項
第8条 許可ヲ受ケタル学校ニ於テ第1条第1号乃至第3号、第5号中生徒定員及第8号ノ事項ヲ変更セムトスルキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ第7号、第9号中教科書及第11条ノ事項ヲ変更シタルキハ遅滞ナク文部大臣ニ開申スヘシ但シ他ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申シ若クハ其ノ認可ヲ受ケタル事項ハ此ノ限ニアラス	第24条 指定を受けた教員養成機関の設置者は、前条第5号若しくは第9号に掲げる事項又は設置者若しくは指定教員養成機関の長を変更しようとするときは…文部大臣に申請し、その承認を受けなければならない。 2 指定教員養成機関の設置者は、前条第1号、第2号、第3号若しくは第6号に掲げる事項又は事務主任者に変更があったときは、1月以内に…文部大臣に届け出なければならない。	第22条 第20条第1項の規定により認定を受けた大学が前条第1項第5号に規定する事項を変更しようとするときは、文部大臣に届けなければならない。

参照

大学において教員養成課程を置く場合の審査について
(文管第166号・26/7/7)

第1 学部学科別学生収容定員(第八参照)(注)1 学年当り学生定員および総定員記入のこと。

教職課程単位取得希望者概数

教職課程履修方法(第七参照)

教職課程担当職員組織(第九の二および三参照)

一 配当定員

二 教員予定

(注)1 二の教員予定中、現に教職課程講座あるいは科目を担当しているものについては、上欄に○印を付けること。

2 予定者については、個人調べ(履歴書、同意書、業績等)各四部提出のこと。

備考

1 設置要項記載様式は、大学設置認可書記載様式に準ずる。

2 ()内の第○参照とあるものも大学設置認可申請書記載様式を指す。

表6 1950(昭和25)年度 広島大学教育学部学科課程

系列	学科目	学科内容	週時数	セメスター							
				3	4	5	6	7	8		
教職科目 必須	教育原理	教育原理	2	2							
		教育課程方法及指導	2		1.5	1.5					
	教育心理学	教育心理学	2		2						
		青年心理学	2				1				
	教科教育法	教科教育法	3				3				
教育実習		2						3			
教職科目 選択必修	教育史	教育史	2		2						
		日本東洋教育史	2			2					
	教育社会学	教育社会学	2		2			2			
		教育社会学	2						2		
	教育統計学	教育統計学	2			2					
職業教育		2					2				
心理学	職業指導	職業指導	2						1	2	
		学習心理学	3					3			
	個性心理学	個性心理学	2			2		2			
		発達心理学	2			2		2			
	社会心理学	2			2		2				
測定及び評価	2								2		

*教科教育法は、以下の科目が開講されていた。

<選択必修科目> 国語教育法、英語教育法、社会科教育法、数学教育法、理科教育法、書道教育法、歴史教育法、地理教育法

<選択科目> 国語教育史、漢文教育法、英語教育史、地理教育法、歴史教育法、数学教育史、物理実験指導法、化学実験指導法、生物実験指導法、地学実験指導法

その他、「数学思想史」など教科に関する専門科目も若干開講されていた。

(出典 『広島大学教育学部調査書』)

表7 1955(昭和30)年度 広島大学教育学部学科課程

第一教職(必修)	学 科 目
3	教育原理(2)
4	教育原理(教育課程)(1.5) 教育心理学(2) ◎教育原理(教育課程及び方法)(1)
5	教育原理(教育方法及指導)(1.5) 青年心理学(1) その他(教科教育法関係科目)
6	数学教育法(3) 英語教育法(3) その他(教科教育法関係科目)
7	英語教育史(2) 数学教育史(2) その他(教科教育法関係科目)
8	教育実習(1)
◎印は教育学部以外の学生の履修科目を示す。	
第二教職(選択)	学 科 目
3	
4	教育史(2) 教育哲学(2) 解析I教育法(2) 幾何教育法(2)
5	教育史(2) 教育統計学(2) 社会心理学(2) 教育測定(2) 実験心理学(2) 日本東洋教育史(2)
6	言語教育(2) 英語教育史演習(2) 解析II教育法(2) 一般数学教育法(2)
7	教育社会学(2) 職業教育(2) 学習心理学(2) (比較)発達心理学(2) 社会心理学(2) 教育評価(2)
8	職業指導(2) 日本東洋教育史(2) その他(教科教育法関係科目)
	教育行政学(2) 個性心理学(2) 教育行政(2) 明治教育史(2)
その他の教科教育法関係科目	
<必修>	国語教育史 社会科教育法 物理実験指導法 化学実験指導法 生物実験指導法 地学実験指導法
<選択>	国語教育法 理科教育法 書道教育法 歴史教育法 地理教育法
	国語教育演習 社会科教育研究法 理科教育史 理科教育演習 物理教育演習 化学教育演習
	生物教育演習 地学教育演習 物理実験指導法 化学実験指導法 生物実験指導法 地学実験指導法

(出典 『広島大学教育学部学生便覧 昭和30年』)

科目として、教育学概論、教育史概説が開講されていた¹⁰⁾。

以上のような戦前の体制を戦後も引き継いでいくことになる。文学部英文学科の旧制と新制のカリキュラムを比較すると、単位数、科目の内容が同じでありほとんど変化が見られない(表8)。教職科目は免許法に即したものであるが、教職科目が教育学部の科目とは別個に開設されていた(表9)。

表8 東京大学の旧制と新制のカリキュラム比較(文学部英文学科)

旧制(1918) 3年制で21単位	新制(1951) 3~4年次で72単位
(必修科目) 9単位(注)	(必修科目) 40単位
英語学概論 1	英語学概論 4
英米文学史概説 1	英米文学史概説 4
英語学・英米文学特殊講義 4	米文学史概説 4
英語学・英米文学演習 3	英語学・英米文学特殊講義 16
	英語学・英米文学演習 12

(注)旧制の単位計算の方法では、2時間(1コマ)の講義を一年中受けることによって1単位が認定された。したがって旧制の1単位は新制の4単位に相当する。(出典『東京大学百年史』資料編二)

表9 1951(昭和26年)年度の東京大の教職科目(教育学部にて開講)

科目	単位数
教育原理(2年次以上)	4
教育心理(2年次以上)	4(青年心理学を含む)
教科教育法(3年次以上)	4(注)
教育実習(4年次)	3

(注)「〇〇教育」「〇〇科教育法」等の名称で開講されたのは国語・社会・英語・理科・数学のみ。他の科目に関しては、それぞれの専門科目を開講する学部の特定の科目の履修をもって認定された。
※上掲の科目は教育学部の専門科目とは別に開講されたもの。
(出典『東京大学教育学部便覧』『東京大学教育学部三十年史』・1985)

②日本女子大学

日本女子大学は、1901年に創設され、1906年には教育学が設置され、中等教員養成への取り組みが開始される。そして、中等教員の無試験検定の資格が1910年に家事科、1923年に英語科、1928年に国語科、1948年に国民科歴史について認められていった。このような実績をもとに戦後も教員養成を担っていく¹¹⁾。

1948年に新制の日本女子大学が設置され、1950年に文学部に教育学科が設置された。そして表10に示された教科について、中学校1級、高等学校2級の課程認定がなされた。特徴的なことは学科レベルまで明確に示されていた点であり、より厳密に履修の基準を方向づけていたと言える。

教職科目は、表11からもわかるように、基本的には文学部教育学科で提供されていたが、家政学部児童学科でもその一部が提供されるようになっていた。また教職科目は、教育学科の専攻科目として開設されたものでもあり、両者が別個に開設されていた東京大学と

は異なった体制になっていた。

表10 日本女子大学における課程認定(中学校1級・高等学校2級)

教科	学 科
国 語	文学部国文学科
数 学	文学部教育学科、家政学部家政理学科
英 語	文学部英文学科
理 科	家政学部家政理学科
家 庭	家政学部食物学科・生活芸術科
社 会	文学部史学科・社会福祉学科・教育学科

③関西学院大学

関西学院大学は、1916年より教育学関係科目を開講し、またその後もいくどかの改正を行い、試行錯誤を繰り返していた。そして1922年に2名の学生が英語の中学校教員試験検定に合格するという実績を挙げるまでになり、そうした実績により、1924年に専門学校文学部英文学科卒業生に対して、英語の中学校教員無試験検定申請資格が、1925年には専門学校高等商学部卒業生に対して、実業学校の商業関係の免許と英語の無試験検定資格が与えられた。その後1932年に大学が創設され、1937年に修身、英語の高等学校高等科教員無試験検定申請資格が、1938年には同じく大学卒業生に対し、修身、公民、英語などの中学校教員無試験検定申請資格が与えられた¹²⁾。

以上の戦前の体制が戦後も継承された。1948年に新制の関西学院大学が発足し、教育学科で教員養成を行うという教育刷新委員会の方針にそって、教育学科が設置され、表13に示したような教職科目が開設された。ただし、1952年の学生に対する履修の手引きでは、「教員免許状を得るための科目履修については、前以て必ず文学部教育学科小田助教授に個別面接の上、その指導を受けるようにすること」と記されており、この当時、教職の課程が明確に定められていなかったことがうかがえる。その後1954年の課程認定によって、表12にあるような免許科目が認められた。ここで重要なことは、英語の免許が文学部だけでなく、他のすべての学部でも認められていたことである。戦前においては、英語による授業がなされており、そのために英語の無試験検定申請資格が認められていたが、戦後、そうした授業形態がとられなくなったにも関わらず、戦前の実績から商学部や経済学部、法学部においても英語の免許の課程が認められたものであり、既得権擁護を如実に示すものと捉えることができる。ただし、大学院では、文学研究科のみが英語の高等学校1級免許の取得が認められたにとどまっておらず、このことは高等学校1級免許は別の論理でなされていたと考えられる。

表11 日本女子大学における教職科目

<1950 (昭和25) 年度>	
次の系列の学科目よりそれぞれ3単位以上履修すること。 「教育心理学・青年心理学」「教育原理・教育課程・教育方法, 指導」「教科教育法」「教育実習」	
関連する開講科目 (カッコ内単位数)	
文学部教育学科第一講座=教育学専攻・教育原理	
必修科目	教育原理(4) 教育社会学(4) 教育史(4) 教育行政(2) 学校管理(2)
選択科目	教育原理Ⅱ(4) 教育思想史(4)
文学部教育学科第二講座=教育学専攻・教育方法	
必修科目	教育課程(4) 教育方法(学習指導)(4) 教育方法Ⅱ(指導一般)(4)
選択科目	各科教育法(2) 教材研究(2) 教育実習Ⅰ(3) 教育実習Ⅱ(3) 学校衛生(2) 社会教育(4) 保育理論(2)
文学部教育学科第三講座=心理学専攻	
必修科目	教育心理学(4) 児童心理学(4) 青年心理学(4)
選択科目	教育評価(2) 職業指導(4)
家政学部児童学科第一講座=児童心理学	
必修科目	児童心理学(4) 精神衛生学(4)
<1955 (昭和30) 年度>	
中学校一般免許状の場合の必要単位数, 教育原理(3) 教育心理学・青年心理学(3) 各科教授法(3) 教育実習(2) その他の教職科目(2)	
関連する開講科目 (カッコ内単位数)	
文学部教育学科第一講座=教育学専攻・教育原理	
第二学年必修科目	教育哲学(2) 教育史(日本)(2) 教育史(欧米)(2) 教育社会学(2) 教育行財政(2)
選択必修	比較教育学(2)
第三学年必修科目	教育原理Ⅰ(中等教育)(3)
第四学年選択必修	教育原理Ⅱ(小学校・幼稚園)(4)
文学部教育学科第二講座=教育学専攻・教育方法	
第二学年必修科目	教育方法(学習指導)(4) 教育課程(2)
第三学年選択必修	家庭科教育法(3) 理科教育法(3) 国語科教育法(3) 数学教育法(3) 英語科教育法(3) 社会科教育法(3) 保健科教育法(3) 図画工作教育法(3) 教育実習(3)
文学部教育学科第三講座=心理学専攻	
第二学年必修科目	精神衛生Ⅰ(2) 臨床心理学(2) 青年心理学(4) 児童心理学(4)
第三学年必修科目	教育心理学(3) 精神衛生Ⅱ(3)
第四学年必修科目	児童心理学(4)
家政学部児童学科	
第二学年自由選択	教育原理(2)
第三学年必修科目	青年心理(3) 精神衛生(3)
自由選択	教育方法(2)
第四学年必修科目	生活指導(3)
自由選択	家庭科教育法(3) 教育実習(3)

(出典 『日本女子大学要覧』)

表12 関西学院大学において戦後課程認定によって取得できる免許

学部及び大学院	教科	種類	認定年度	学部及び大学院	教科	種類	認定年度
神学部	宗教	中学一、二級, 高校二級	1961	経済学部	英語	中学一、二級, 高校二級	1954
	英語	中学一、二級, 高校二級	1954		社会	中学一、二級, 高校二級	1954
神学研究科	宗教	高校一級	1961	経済学研究科	商業	高校二級	1954
文学部	国語	中学一、二級, 高校二級	1954		社会	高校一級	1955
	英語	中学一、二級, 高校二級	1954	商学部	英語	中学一、二級, 高校二級	1954
	社会	中学一、二級, 高校二級	1954		社会	中学一、二級, 高校二級	1954
文学研究科	国語	高校一級	1955	商学研究科	商業	高校二級	1954
	英語	高校一級	1955		商業	高校一級	1955
	社会	高校一級	1955	理学部	理科	中学一、二級, 高校二級	1962
社会学部	社会	中学一、二級, 高校二級	1973		数学	中学一、二級, 高校二級	1962
社会学研究科	社会	高校一級	1973	理学研究科	理科	高校一級	1966
法学部	英語	中学一、二級, 高校二級	1954				
	社会	中学一、二級, 高校二級	1954				
法学研究科	社会	高校一級	1955				

(出典 『関学教職教育』創刊号 1996年)

表13 関西学院大学の教職科目の変遷

＜1948（昭和23）年度学科課程＞	
一般教養科目人文関係科目	教育学概論(3)
教育学関係の専門科目	宗教教育学(6) 教育史(6) 教育学史(3) 教育心理学(6) 教育社会学(3) 公民教育学(3) 教授法(3) 教育学特講(9) 教育学演習(12)
教育学科必修科目	教育学概論(3) 教育史(6) 心理学概論(3) 倫理学(3) 西洋哲学史(3) 教育学史(3) 教育心理学(6) 教育社会学(3) 公民教育学(3) 教授法(3) 宗教教育学(3) 教育学特講(9) 教育学演習(12)
＜1952（昭和27）年度学科課程＞	
教職に関する専門科目	教育心理学, 青年心理学(成長と発達を含む)(3) 教育原理(教育課程, 教育方法及び指導を含む)(3) 教科教育法(3) 教育実習(3) 上記以外の教職に関する専門科目の単位は次の科目について修得することができる。 教育哲学 教育史 教育社会学 教育行政学 教育統計学 図書館学 その他大学が適宜加える教職に関する専門科目
英語科教員免許状を受けるための必修専門科目 以下の専門科目（群）にわたりその3文の2以上の科目について、それぞれ2単位以上を履修 ・英語学・言語学 英語学概論(4) 英語学研究演習(4) 言語学概論(4) ・英文学 英文学概論(4) 英文学史(8) 米文学史(4) 英米文学講読演習(8) 英文学研究演習(8)	
教育学科必修科目	教育学概論(4) 教育学講読演習(8) 教育学演習(4) 教育史(4) 教育学史(4) 教育社会学(4) 教育方法(4) 社会教育(4) 教育行政(4) 教育評価(4) 各科教育法(12) 教育統計学(4) 教育実習(4)
「教員免許状を得るための科目履修については、前似て必ず文学部教育学科小田助教授に個別面接の上、その指導を受けるようにすること。」	
＜1954（昭和29）年度学科課程＞	
教育学関係専門科目	教育学概論(4) 教育学講読演習(8) 教育学研究演習(8) 教育史(4) 教育学史(4) 教育方法(4) 社会教育(4) 教育行政(4) 教育評価(4) 各科教育法(20) 教育統計学(4) 教育実習(12) 職業指導(4) 教育社会学(4)
教育学科必修科目	教育学概論(4) 教育学史(4) 教育学講読演習(8) 教育学研究演習(8) 教育実習(4) 上記の外次の2類中より各類8単位を履修すること (第1類) 教育社会学(4) 教育史(4) 教育行政(4) (第2類) 教育心理学(4) 教育方法(4) 教育評価(4)

(出典 『関西学院大学 文学部60年史』1994年, 『関西学院百年史 資料編Ⅱ』1995年)

表14 1952 (昭和27) 年度 東京学芸大学のカリキュラム

甲教科群 (社会科, 理科, 家政科, 職業科)

科目	一般教養科目	一般体育科目	専門科目				自由選択	必修及び選修	単位計	自由選択単位計	
			一般外国語科目	教職科目	専攻必修科目	選択必修科目					
						用意					必修
VIII				実習(4)		10	↑	4	↑		
VII				2	4	6		6			
VI	2			3	8	13		13			
V	2			3	8	13		13			
IV	8	1	3	2	5			19	14		
III	8	1	3	2	5			19			
II	8	1	3	2	5			19			
I	8	1	3	2	5			19			
計	36	4	12	20	40	10	14	136			

乙教科群 (国語, 書道, 数学, 音楽, 図画工作, 保健体育, 英語)

科目	一般教養科目	一般体育科目	専門科目				自由選択	必修及び選修	単位計	自由選択単位計	
			一般外国語科目	教職科目	専攻必修科目	選択必修科目					
						用意					必修
VIII				実習(4)		4	↑	4	↑		
VII				2	4	6		6			
VI	2			3	4	9		9			
V	2			3	4	9		9			
IV	8	1	3	2	5			19	20		
III	8	1	3	2	5			19			
II	8	1	3	2	5			19			
I	8	1	3	2	5			19			
計	36	4	12	20	36	10	20	136			

教職科目	単位数	開設学期
教育概論	2	II II
教育方法	2	III III
教育史	1	V
教育社会学	2	VII VII
学校経営	2	VII VII
ガイダンス	2	VII VII
児童心理学	2	I I
教育心理学概論	2	IV IV
青年心理学	2	VI VI
精神衛生	2	VI VI
学校図書館学 I	2	VI VI
各科教科教育法	3	V VI

専攻必修科目	選択必修科目
社会学	社会学, 経済学, 社会学, 地理学, 史学, 哲学・倫理学
理科	物理学, 化学, 生物学, 地学
家庭科	家政学, 工学, 商学
職業科	農業学, 工業, 商学
国語科	国語, 国文学, 漢文学
書道科	書道・漢文学
数学科	数学
音楽科	音楽
図画工作科	図画, 工作
保健体育科	保健体育
英語科	英語, 英文学

(出典 「東京学芸大学カリキュラム」 1952年)

表15 1955 (昭和30) 年度 東京学芸大学のカリキュラム

甲教科群 (社会科, 理科, 家政科, 職業科)

科目	一般教養科目	一般体育科目	専門科目				自由選択	必修及び選修	単位計	自由選択単位計	
			一般外国語科目	共通教職科目	専攻必修科目	選択必修科目					
						用意					必修
VIII	2			2	2	9	↑	6	↑		
VII	2			実習2	2	9		6			
VI	2			2	8	12		12			
V	2			2	8	12		12			
IV	7	1	5	3	2	5		18	14		
III	7	1	5	3	2	5		18			
II	7	1	4	3	2	5		18			
I	7	1	4	3	2	5		18			
計	36	4	12	20	40	10	14	136			

乙教科群 (国語, 書道, 数学, 音楽, 図画工作, 保健体育, 英語)

科目	一般教養科目	一般体育科目	専門科目				自由選択	必修及び選修	単位計	自由選択単位計	
			一般外国語科目	教職科目	専攻必修科目	選択必修科目					
						用意					必修
VIII				2	4	4	↑	8	↑		
VII				実習2	4	4		8			
VI	2			2	4	4		8			
V	2			2	4	4		8			
IV	7	1	5	3	2	5		18	20		
III	7	1	5	3	2	5		18			
II	7	1	4	3	2	5		18			
I	7	1	4	3	2	5		18			
計	36	4	12	20	36	8	20	136			

共通教職科目	単位数	授業内容	単位数	開設学期
中等教育原理	2	教育概論	2	I I
初等教育原理	2	教育内容・方法	2	IV IV
教育経営	1	教育行政	1	VII
		学校の経営と管理	1	VII
教育原理	2	社会教育学	1	VII
		教育哲学	1	VII
児童心理学	2	近代教育社会学	2	VII VII
		教育社会学	2	VII VII
教育心理学概論	2	同	2	II II
青年心理学	2	同	2	III III
教育実習		教育実習	2	V VI
		教育実習	2	V VI

専攻必修科目及び自由選択必修科目	専攻必修科目	選択必修科目
社会学	社会学	法学, 経済学, 社会学, 地理学, 史学, 哲学・倫理学
理科	理科	物理学, 化学, 生物学, 地学
家庭科	家庭科	家政学, 工学, 商学
職業科	職業科	農業学, 工業, 商学
国語科	国語科	国語, 国文学, 漢文学
書道科	書道科	書道・漢文学
数学科	数学科	数学
音楽科	音楽科	音楽
図画工作科	図画工作科	図画, 工作
保健体育科	保健体育科	保健体育
英語科	英語科	英語, 英文学

授業科目	単位数	授業内容	単位数	開設学期
社会科教育法	3	中等科社会科教育法	1	V
		高等科社会科教育法	1	VI
理科教育法	3	中等科理科教育法	1	VI
		高等科理科教育法	1	VII
家庭科教育法	3	中等科家庭科教育法	1	VI
		高等科家庭科教育法	1	VII
職業科教育法	3	中等科職業科教育法	1	VI
		高等科職業科教育法	1	VII
国語科教育法	3	中等科国語科教育法	1	V
		高等科国語科教育法	1	VI
数学科教育法	3	中等科数学科教育法	1	VI
		高等科数学科教育法	1	VII
音楽科教育法	3	中等科音楽科教育法	1	VI
		高等科音楽科教育法	1	VII
図画工作科教育法	3	中等科図画工作科教育法	1	VI
		高等科図画工作科教育法	1	VII
保健体育科教育法	3	中等科保健体育科教育法	1	VI
		高等科保健体育科教育法	1	VII
英語科教育法	3	中等科英語科教育法	1	V
		高等科英語科教育法	1	VI

(出典 「東京学芸大学カリキュラム」 1955年)

(3) 戦後発足した目的的養成機関—東京学芸大学—

戦前の師範学校を母体とし、戦後になって中等教員養成機能を担うようになった東京学芸大学を取り上げる。

1952年度(表14)と1955年度(表15)のカリキュラムを比較すると、ほとんど変化がなく、単位数については全く同様のものとなっている。また教職科目欄を見ると、副次的養成機関よりは豊富な科目が用意されているが、広島大学と比較すると、ほとんど選択の余地がないことがわかる。1955年度の共通教職科目において、初等教育原理をも開講しており、小学校教員免許をあわせて取得することを前提としていたといえる。

(4) 戦後発足した副次的養成機関—大阪商業大学—

大阪商業大学は、1949年に大阪城東大学として発足し、翌1950年に教職課程が整備された。そして同年に社会科と職業科の中学校1級普通免許状、社会科と商業科の高等学校2級普通免許状の取得が可能となり、1954年に同じ教科で、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状の課程認定を受けた¹³⁾。

教職科目の内容を見ると、教育職員免許法の基準の最低レベルに若干の上乗せ程度の開講状況であったことがわかる。1953年度では、教職科目は専門科目に含まれていたが、1954年度では、教職科目は専門科目の単位には含まれず、別個のものとして位置づけられるようになった点の変化として捉えられる(表16)。

表16 大阪商業大学の教職科目

1953(昭和28)年度学科課程 教職科目	
1年次配当	教育原理(4)
2年次配当	教育心理(4)
	社会科教科科目 経済学概論(4) 政治学概論(4) 哲学概論(4) 日本史(4) 世界史(4) 人文地理(4) 心理学概論(4) 論理学概論(4) 倫理学概論(4)
3年次配当	職業指導(2) 地誌論(2) 農業通論(2)
	社会科教科科目 社会学概論(4)
4年次配当	教科教育法 [中高社会科(4) 中高商業科(4) 中職業科(4)] 教育実習(4) 教育史(2) 教育哲学(2) 教育社会(2) 教育行政(2)
※教職科目は、専門科目の単位に含まれる。	
1954(昭和29)年度学科課程 教職科目	
1年次配当	教育原理(4)
2年次配当	教育心理(2) 青年心理(2)
3年次配当	職業指導(4) 地誌学(2) 産業総論(4)
4年次配当	教科教育法 [社会科(4) 商業科(4) 職業科(4)] 教育実習(4) 教育史(2) 教育社会(2)
※教職科目は、専門科目の単位には含まれない。	

(出典 大阪商業大学『昭和二十八年度 科目履修説明書』同『昭和二十九年度 科目履修説明書』)

(5) 小括

各大学の動向を4つの類型ごとに小括すると、まず、戦前からの目的的養成機関の場合には、充実したスタッフをもとに、多様な教職科目を提供し、また選択の余地の広さに特徴がある。1954年の課程認定によっても基本

的には変化は見られなかった。これに対して、戦前からの副次的養成機関の場合には、戦前からの無試験検定の体制を発展的に継承していた点に特徴が見られた。特に関西学院大学では1954年の課程認定によって、免許法施行規則に準拠しつつも、無試験検定当時と同様にすべての学部で英語の免許取得が可能であったことが注目される。

戦後発足した目的的養成機関の場合には、免許法制定当時の基準に準拠し、それを継承していた。それは選択の余地の狭いものであった。そして1954年の課程認定によっても変化はなかった。ただし、初等教育関係科目をも含んだ必須科目の配置がなされていた点に特徴が見られた。最後に、戦後発足した副次的養成機関の場合には、免許法に敏感に反応し、免許法の最低基準をたどったものになっていた。1954年の課程認定においても、免許法施行規則に準拠しつつ若干の上乗せにとどまる科目設定になっていた。

以上のような各大学の動向は、以下のように3つの観点からその特徴を整理することができる。

第一に、戦前・戦後の連続・非連続の観点からは、戦前からの養成機関は、戦前の体制を継続させている点に特徴があり、戦後発足した養成機関は、戦後の諸基準に準拠した点に特徴があると見ることができる。

第二に、教員養成への目的性・副次性という観点からは、目的的養成機関は、教職教養を可能な限り全面的に展開しようとしていたのに対し、副次的養成機関では、教職教養は諸基準に低レベルでの準拠にとどまっていたと言える。こうした教職教養の提供の仕方に、目的性、副次性の特徴を見ることができる。

第三に、教員養成の間接性と開放性という観点、すなわち「開放制」における教員の資格認定の基準、要件が各大学の「教育学部」での教職関係のカリキュラムにより保証されることから、いかなる教職課程、カリキュラムが整備されていたかという観点からの考察が重要となる。そうした観点から各大学に見られる特徴を指摘するならば、戦前からの目的的養成機関は、教育学スタッフの潤沢さを背景として、自主的なカリキュラム編成を行い、全学部に対して多様な選択履修科目を提供していた点に特徴がある。戦前からの副次的養成機関は、教育学のアカデミズム指向が見られるとともに、教職課程のあり方は、旧体制の温存であった。戦後に発足した目的的養成機関は、リベラル・アーツ指向が見られ、さらに初等・中等の教育原理を同時履修させ、学生の自由度は低いものであった。そして戦後発足した副次的養成機関では、教職教養がメインのカリキュラムから分離されると共に、低いレベルにとどめ容易な履修基準を設けていたと言える。

4. おわりに

戦前の教員養成制度を否定し、新たな理念によって発足したとされる戦後教員養成制度であるが、中等学校教員養成の展開を分析すると、戦前と戦後の連続面が浮かび上がってきた。すなわちその連続面は、第一に施行法の制定と一連の改正により、免許法の条件を緩和する措置がとられ、その特例が小学校、中学校は1954年の施行法の改正まで、高等学校は1961年まで存続していたこと、第二に無試験検定制度は戦後も存続し、また課程認定制度の導入は無試験検定制度の既得権を擁護するものであったこと、第三に戦前からの養成機関において、戦前の体制が継承されていた点に見いだすことができた。

このような戦前・戦後の連続性は、理念として新たな原則がうち立てられたものの、戦後の教員養成が、実態としては戦前との連続面を強く保持しながら出発したことを物語っている。このことは理念を具体化する基盤が確立していなかったことを意味している。それは1つには教員需要への対応という現実の要請が理念の実現に先行したためであるが、それ以上に新たな教員養成を担うべき教育学が未熟であったことに起因していたと見ることができる。教育学の未熟性が、教員養成におけるコアすなわち教職に必要な最低要件の不確定性をもたらし、各大学の多様な動向につながったと捉えられる。

教員養成における「開放制」は、「教育学部」の主体性を前提として、教員養成を担いうる適格性を備えているかどうか問われるべきであるところ、教育学の未熟性、教員養成におけるミニマムの不確定性の故に、「教育学部」の適格判定を事実上不能にし、その結果、課程認定制度の性格を「教育学部」を規制し、その設置を認可する機能を果たすものに傾斜させることになったと捉えられる。

<注>

- 1) 本稿において「教育学部」とは、教育学研究、教育学教育、教員養成の少なくとも1つを担うセクションを意味している。
- 2) 浜田博文・西山薫・榊原禎宏・岩田康之「1954年免許法改正前後における小学校教員養成の展開－3 国立大学および4 私立大学の事例分析を通して」『東京学芸大学紀要 第一部 門 教育科学編』第48集、1997年3月。
- 3) 中島太郎編『教員養成の研究』第一法規、1961年。
- 4) 例えば、海後宗臣編『戦後日本の教育改革 8 教員養成』東京大学出版会、1971年。
- 5) 玖村敏雄編著『教育職員免許法同法施行法解説（法律編）』1949年、学芸図書株式会社、152-153頁。
- 6) 同上、153-154頁。
- 7) 国立教育研究所『日本近代教育百年史第六巻』1974年、590頁。
- 8) 同上、591頁。

9) 『第十五回国会衆議院文部委員会会議録第18号』（1953年3月12日）には、課程認定の導入を主眼とする免許法改正案が議題として提出されているが、趣旨説明にとどまり、この会期でこれ以降改正案を審議した模様は確認できない。

10) 『東京大学百年史』資料編二。

11) 仲原晶子、長谷川和義「関西学院大学成立前史（1）付、教職課程の歴史」関西学院大学文学部『創立九十周年関西学院大学文学部記念論文集』

12) 『日本女子大学校四拾年史』1941年。

13) 『谷岡学園50年史』1978年。

〔付記〕

本稿は、日本教育学会第55回大会（1996年8月29日・京都大学）におけるT E E S研究会の共同研究発表「戦後『教育学部』史研究（2）－1954年免許法改正前後における中等学校教員養成の展開－」のうち、笠沙・大谷が口頭発表を担当した部分の内容に基づいている。1「はじめに」、3「各大学の動向」、4「おわりに」を笠沙が、2「免許法改正前後の施策動向」を大谷が、それぞれ執筆した。T E E S研究会のメンバーは、笠沙、大谷の他、以下の14名である。石村雅雄（京都大学）、岩田康之（杉野女子大学）、尾上雅信（岡山大学）、金子勉（大阪教育大学）、木岡一明（国立教育研究所）、北神正行（岡山大学）、雲尾周（新潟大学）、小山恵美（神戸大学大学院）、榊原禎宏（山梨大学）、西山薫（清泉女学院短期大学）、濱田博文（筑波大学）、船寄俊雄（神戸大学）、堀井啓幸（帝京大学短期大学）、山田朋子（奈良女子大学大学院）。

The Training of Secondary School Teacher before and after the Amendment of Educational Personnel Certification Law of 1954

Tomoaki CHIKUSA, Susumu OTANI

This paper aims at examinig the movement of teacher training policy and the actual condition of the training of secondary school teacher at some universities before and after the Amendment of Educational Personnel Certification Law of 1954.

This paper shows (1) the Enforcement Law of Educational Personnel Certification Law eased the requirement of a teacher certification which Educational Personnel Certification Law provided, (2) the admiting system of teacher trainig course of universities protected the privilege of institutions that graduates got a teacher's certification without examination before World War II, (3) universities which were the institution of teacher training kept the course of teacher training before World War II. These indicate the continuation of the teacher trainig system before and after World War II.

We point out that pedagogy which should develop teacher training was very poor, and that made the minimum requirement of teacher training uncertain and caused the various condition of the teacher training at universities.